

第5節 新たに生じた国際的な議論の動向

1. 発展途上国の経済発展と知的財産

(1) 国連ミレニアム・サミット

2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、国連ミレニアム宣言が採択された。本宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス（良い統治）、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示した。2001年には、この国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてミレニアム開発目標（Millennium Development Goals）がまとめられ、2015年までに国際社会が達成すべき8つの課題と、18のターゲット、48の指標が掲げられた。

(2) WTO ドーハラウンド（ドーハ開発アジェンダ）

① ドーハラウンドの立ち上げ

1995年1月にウルグアイ・ラウンドの結果として世界貿易機関（WTO）が設立され、貿易の文脈で知的財産の国際約束としてTRIPS協定が盛り込まれた。その後、グローバル化が進む中、世界経済の状況は大きく変わり始め、従来のモノだけでなく、サービスや知的財産に関する新しい経済ルールの策定や、貿易自由化によって発展途上国が利益を受けられる経済の仕組みが必要となった。そうした中、2001年11月、カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議においてドーハ閣僚宣言が採択され、ドーハラウンド（ドーハ開発アジェンダ）と呼ばれる新ラウンドの立ち上げが合意された。

② 開発をめぐる問題

ドーハラウンドは「ドーハ開発アジェンダ」という正式名称にもあるとおり、開発がその中心的課題に位置づけられている。これはドーハでの第4回WTO閣僚会議に先立つ、シアトルでの第3回WTO閣僚会議において、発展途上国の反発からラウンドの立ち上げに合意できなかったことを受け、新ラウンド立ち上げのために、開発問題を重視する発展途上国の意向を重視した結果といえる。具体的には、ドーハ閣僚宣言において、実施問題、発展途上国に対する特別かつ異なる扱い、能力構築等が検討・作業項目として合意された。特に実施問題は、発展途上国が既存のWTO協定上の義務履行が困難であるとして、義務の緩和・免除を求めている問題である。

③ 知的財産に関する実施問題

知的財産に関する実施問題としては、TRIPS協定第66条第2項に規定されている、後発発展途上国への技術移転措置のインセンティブ¹等、第4回WTO閣僚会議において解決され

¹ 先進国は、後発開発途上国への技術移転のために自国企業及び機関に対して提供したインセンティブに関し、2002年末までにTRIPS理事会に報告書を提出すること、及び、報告書を毎年更新し、TRIPS理事会において年次レビューを行うことに合意した。

た問題もある一方、未解決の実施問題として今後の検討課題とされた問題も存在する。すなわち、「TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) の関係」や「地理的表示の追加的保護の拡大」といった問題は、TRIPS 理事会や WTO 事務局長主催の非公式協議等様々なレベルで議論が継続されている¹。

④議論の状況

ドーハ閣僚宣言を受けた新ラウンド交渉は、2002 年から本格的に開始された。当初の交渉期限である 2005 年 1 月を見据えつつ交渉が行われたが、加盟国間の意見対立から交渉期限は度々延長されている。しかし、世界的な緊急経済危機の影響を受けた保護貿易主義の台頭に対する懸念から、2009 年 7 月のラクイラ・サミット (イタリア) における G8 及び新興国による共同宣言において、2010 年内の交渉妥結に向けて取り組むことについて一致するなど、合意に向け様々な取組が継続して行われている。

(3) WIPO 開発アジェンダ

①開発フレンズからの開発アジェンダ策定提案

1998 年に設置された知的財産分野の開発協力に関する常設委員会は、WIPO の開発協力活動に関する報告を行い、その後の活動の方向性について加盟国間で意見交換を行う場として活用されていたが、2004 年の WIPO 加盟国総会において、ブラジル・アルゼンチン等 (計 14 か国の開発フレンズ) は、ミレニアム開発目標を掲げる国際連合の専門機関として、WIPO は更に開発問題に積極的に取り組むべきであると指摘し、WIPO の「開発アジェンダ」策定を提案した。これを受けて、開発関連問題を議論し、2005 年 WIPO 加盟国総会での検討に付する報告書作成のため、開発アジェンダに関する会期間政府間会合 (IIM) の開催が決定された。

開発フレンズが行った「開発アジェンダ策定提案」においては、WIPO の目的及び任務としての開発の重要性を明確化するため WIPO 設立条約を修正すること、SPLT 等の条約に技術移転等の明確な開発支援規定を導入すること、技術協力に関して多年度にわたる一貫したプログラム・計画を策定すること等が挙げられていた。

②IIM での議論

2005 年 4 月、6 月及び 7 月にそれぞれ IIM が開催され、主に開発フレンズ提案や地域グループ、加盟国による提案について議論が行われたが、最終的な合意には至らなかった。これを受けて、2005 年 WIPO 加盟国総会において、議論継続のため、新たに開発アジェンダ関連提案に関する暫定委員会 (PCDA) を組織し、2006 年 WIPO 加盟国総会へ報告等を行うことが決定された。

¹ 第 2 章第 5 節 2.、第 2 章第 5 節 4. 参照。

③PCDA での議論

2006年1月の第1回PCDAでは、既に提案されていたアフリカグループ提案に加え、新たにチリ、コロンビア、米国及び開発フレンズから提案又は追加提案が行われ、提案事項は111項目に上った。WIPO加盟国総会へ具体的な提言を行う必要性から、議長の下、「A. 技術支援及び能力構築」「B. 規範設定、柔軟性、公共政策及びパブリックドメイン」「C. 技術移転、情報通信技術及び知識へのアクセス」「D. アセスメント、評価及び影響研究」「E. 権限及び管理を含む組織事項」「F. その他」の6項目に各提案を整理することが合意されたものの、第1回PCDAでは提案を整理するに至らなかった。

2006年6月の第2回PCDAでは、111提案項目のうち多数国が支持表明をした項目に優先度を付けつつ、全提案項目の議論を継続するという議長案が提示されたものの、ブラジル及びアルゼンチンが、提案項目の優先度付けに反対として議長案を完全に拒絶し、議論が頓挫した。

2006年のWIPO加盟国総会では、議論の継続については異論なく、議論の方法について、議長主催の非公式レベルの協議が数次にわたり開催され検討が進められた。最終的に、(i) PCDAのマンデートを1年延長し、PCDAを2回開催すること、(ii) 1回目にこれまで合意が得られつつある項目について、2回目にそれ以外の項目について、それぞれ議論を行うこと、また、(iii) 提案項目の整理を行った上で、(iv) 合意が得られた提案項目に係る「行動」について2007年総会に勧告を行う、という内容で合意が得られた。

2007年2月の第3回PCDAでは、111提案項目のうち、合意が得られつつある40項目について議論がなされた。アフリカ・後発開発途上国（バングラデシュ等）を中心とした発展途上国において、具体的な成果をWIPO加盟国総会への勧告案としてまとめたいとする意識が高く、議長がグループ間の意見集約を巧みに行った結果、40項目単独の取りまとめに反対していたブラジル・アルゼンチンの意見を押し切り、A-Fの6クラスタの下に24項目に整理統合した勧告案が取りまとめられ、総会に報告することとされた。

2007年6月の第4回PCDAでは、111提案項目のうち、加盟国間の見解の相違が大きい残された71項目について議論がなされた。当初より合意が困難であると予想されていたこともあり、開発フレンズから事前に妥協路線の修正案が提示された。精力的調整が行われた結果、最終的に71項目を、A-Eの5クラスタの下、21項目に整理統合し、前回取りまとめた24項目とあわせて総会に勧告することが合意された（クラスタFは総会勧告における今後の活動として盛り込まれた）。

また、今後の活動として、「開発と知財に関する委員会」（CDIP）を新たに設立し、(i) 前回及び今回PCDAで合意した提案項目の実施に関する作業計画を策定すること、(ii) 関連するWIPO組織と調整の上、実施状況を監視、評価、議論して報告すること、(iii) CDIP及び総会によって合意された知的財産と開発に関連する事項を議論すること、をマンデートとすることが合意された。さらにPCDA議長がWIPO国際事務局・加盟国と協議の上、作業計画案を作成し第1回CDIPに提出することとされ、そこには実施に必要な予算・人員等の見積りも盛り込むこととされた。

2007年WIPO加盟国総会では、PCDAにおいて合意された45項目からなる開発アジェンダ

の勧告、CDIP の設置が採択された。また、上記 45 の勧告のうち、人的・財政的措置を要しない 19 の勧告は即履行することとされ、残り 26 の勧告は PCDA 議長が加盟国及び事務局と協議の上、人的・財政的見積りをして作業計画原案を作成し、第 1 回 CDIP に提出することとされた。

④CDIP での議論

2008 年 3 月の第 1 回 CDIP では、26 の勧告に関する作業計画原案、19 の勧告の履行に関する事務局による現状報告、更に開発フレンズ、韓国、中欧諸国グループからも作業計画提案がなされ、それをベースに質疑・審議が行われた。しかし、作業計画原案には人的・財政的見積りがなされておらず、先進国を中心に十分な情報提供が要請され、議論の深まりはなかった。最終的に、本会合では 26 の勧告のうち 5 つ、19 の勧告のうち 1 つが議論の対象となるにとどまった。

なお、発展途上国より作業の遅延に対して不満が表明され、協議の結果、次回会合（2008 年 7 月）までの間に非公式会期間会合を 2 回開催して議論を継続し、問題ない作業計画から事務局に見積りを出させて次回 CDIP で議論し、問題がある作業計画は見積りを出さずに次回 CDIP で再度正式に議論することとされた。

第 1 回非公式会期間会合では、19 の勧告のうち 5 つの実施具体策について議論されたものの、十分な出席者が得られなかった。そのため、第 2 回非公式期間会合は開催されず、第 2 回 CDIP で正式に議論されることとなった。

2008 年 7 月の第 2 回 CDIP では、45 の勧告のうち、第 1 回 CDIP 及び会期間非公式会合において議論された 11 項目について、先進国は、WIPO の既存の活動や開発アジェンダのほかの勧告に関する活動との間で重複が生じている、人的・財政的見積りについて必要な根拠数字が示されていないなどと指摘し、第 2 回会合では作業計画の大枠合意までにとどめ、人的・財政的資源については計画予算委員会で議論すべきと主張し、必要な人的・財政的資源を含めた作業計画の承認を求める発展途上国と対立した。活動内容の重複、人的・財政的資源の詳細について後日議論を行うことを前提に 11 項目（いずれも技術支援関連）の作業計画の承認がなされた。また、残りの 34 項目については、技術支援に関する 1 項目と規範設定に関する 3 項目が議論の対象となるにとどまった。

2008 年 9 月の WIPO 加盟国総会では、第 2 回 CDIP で了承された 11 項目の実行のため追加要求された人的・財政的資源に関する 2009 年補正計画予算の必要な修正を伴った作業計画に関する事務局報告が提示された。45 の勧告のうち、特に追加の人的・財政的資源が不要である項目の早期実施、及び、追加の人的・財政的資源が必要な項目に係る資源の割当てを求める発言が多くなされたが、最終的に、人的・財政的資源の割当てに関する議論は WIPO の通常のプロセスである次回計画予算委員会（2009 年）で検討を行うことで合意に至った。

2009 年 4-5 月に開催された第 3 回 CDIP では、勧告を迅速かつ効率的に実施する目的で、事務局より各勧告項目から類似の活動内容をテーマで括ってプロジェクトを構成した上で作業計画を議論するという、「テーマ別アプローチ」が提案され、(i) まず、実施活動に

合意するために各勧告を議論する、(ii) 次いで、可能な範囲で、類似又は同一の活動を扱う勧告を一つのテーマに括る、(iii) 適当な場合には、実施をプロジェクト形式にて行う、という「3原則」を確認した上で、実施内容が承認されていない7つの勧告項目について主に議論を行い、これらを3つのテーマ別プロジェクトに括ることで幅広い合意が得られた。これらのプロジェクトの実施に必要な人的・財政的資源は、通常の計画予算審議に付し、必要な修正を経た後に、2010年1月から開始することとされた。

加えて、勧告実施の監視、評価及び報告のための調整機構につき、アフリカグループ及びパキスタンから口頭で提案がなされ、調整機構の議論が開始された。新たな提案を受け付けた上で、次回会合で議論を継続することとされた。

2009年9月に開催された計画予算委員会では、今後実施される予定の開発アジェンダ関連プロジェクトのための予算の割当てが承認され、WIPO加盟国総会へ勧告された。WIPO加盟国総会でも予算の承認に伴い、右記予算の割当ても採択された。

2009年11月には、第4回CDIPが開催され、勧告の実施のための作業計画の検討(テーマ別アプローチ)が行われ、既に幅広い合意が得られていたプロジェクトに係る修正作業文書のうち、2つのプロジェクトについては承認がなされたが、1つのプロジェクトについては合意に至らず、第5回CDIPにおいて再度議論するとの前提で、可能な部分からの実施が了承された。

また、新たに議論が開始されたテーマ別プロジェクトのうち、2つのプロジェクトについては採択されたものの、「知財と技術移転」については、内容の重要性にかんがみて、上記「3原則」に則って審議を行うべきとの主張に加え、一部の発展途上国で構成される同志国から新たな提案文書を準備している旨の主張がなされた結果、当該文書への各国からのコメントを受け付けた上で、第5回CDIPにおいて改めて議論することとされた。

勧告実施の監視、評価及び報告のための調整機構については、発展途上国による共同提案¹と先進国による提案について、精力的に議論が行われたものの、合意には至らず、第5回CDIPで議論することとされた。

⑤ 経済発展のための知的財産活用経験共有データベース (WIPO E-SPEED データベース²) 提案

2008年9月のWIPO加盟国総会の一般演説で、日本より、特に発展途上国における知的創造サイクルの促進のため、ビジネスと知的財産との関連に係る成功事例の発展途上国との情報共有提案を行った。この提案はWIPOウェブサイトにおいて、整理・蓄積された、複数観点の分類体系を設け、知的財産とビジネスの連携成功事例を入手できるワンストップ・サービスをWIPOが提供するものである。数次のCDIPでの議論を経て、2009年11月に開催された第4回CDIPにおいて同提案が採択された。

(4) 経済連携協定 (EPA) ・ 自由貿易協定 (FTA) 締結の推進

近年、我が国はアジアにおける経済統合の実現を見据え、アジア諸国を中心にEPAやFTA

¹ 提案国は、アルジェリア、ブラジル、パキスタン及びインド。

² WIPO “Experience-Sharing on Intellectual Property Exploitation for Economic Development” Database

の締結を積極的に推進している。このような動きの中で知的財産分野については EPA の範囲に含めて交渉を行っている。知的財産分野での交渉において我が国は、相手国との通商関係や知的財産問題の大きさ等を考慮しつつ、(i) 十分、効果的かつ無差別的な知的財産保護、(ii) 知的財産保護制度の効率的で透明性のある運用、(iii) 十分かつ効果的なエンフォースメント、が確保されることを目指している。

①日・シンガポール EPA

「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(2002年1月署名、2002年11月発効)。日・シンガポール EPA は、我が国初となる EPA である。知的財産に関する章が設けられ、日本とシンガポールに同一の発明に関する特許出願を行った出願人が、日本における特許審査の結果に係る情報を英語訳とともにシンガポール知的財産庁に提出すれば、簡易な手続かつ安価な料金でシンガポールの特許を取得できるようにすること(2002年8月に実現)等が盛り込まれている。

②日・メキシコ EPA

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(2004年9月署名、2005年4月発効)。「物品の貿易」章において、TRIPS 協定に規定する蒸留酒の地理的表示の保護についてお互いに保護を行うこと等が規定されている。

③日・マレーシア EPA

「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(2005年12月署名、2006年7月発効)。本協定では、それまで特許出願を登録時まで公開していなかったマレーシアにおいて、特許出願日から18か月後の出願公開制度を導入することや、特許審査迅速化のため、マレーシアに優先審査・早期審査制度を設けること、及び商標について不正使用防止のため外国周知商標を保護すること等を規定している。

④日・フィリピン EPA

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(2006年9月署名、2008年12月発効)。本協定では、産業財産権の出願その他の行政手続について、フィリピン知的財産庁に提出される書類上の署名についての公証義務の原則禁止など手続の簡略化が規定されたほか、フィリピンでの産業財産権の取得容易化や侵害物品の水際差止め対象権利を TRIPS 協定レベルの商標、著作権から特許権、実用新案権、及び意匠権にも拡大することを規定するなど、エンフォースメントの強化が図られた。

⑤日・チリ EPA

「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(2007年3月署名、2007年9月発効)。本協定では、TRIPS 協定上は任意規定となっている商標の出願又は登録に対する異議申立の機会を確保することを義務化した。また、侵害物品の水際差止め

対象権利を TRIPS 協定レベルの商標、著作権の侵害輸入品から特許権、実用新案権、及び意匠権にも拡大するとともに、輸出品も差止め対象とすることとし、エンフォースメントの強化等が図られた。

⑥日・タイ EPA

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(2007年4月署名、2007年11月発効)。本協定では、タイ国外において公知となった発明及び意匠、並びにインターネット等を介して公知となった発明が新規性を喪失することを規定し新規性阻却事由を拡大しており、あわせて、外国周知商標を保護する規定を盛り込んでいる。また、国境措置の強化や、権利の侵害を非親告罪化し、刑事制裁対象権利の範囲を拡大するなど、エンフォースメントの強化等が図られた。

⑦日・ブルネイ EPA

「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」(2007年6月署名、2008年7月発効)。本協定では、知的財産の保護がビジネス環境整備の要素として位置づけられたほか、両国間の協議の枠組みとしてビジネス環境整備小委員会が設置された。

⑧日・インドネシア EPA

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(2007年8月署名、2008年7月発効)。本協定では、特許審査・審判結果の提供に基づく早期審査、類似意匠の保護・部分意匠の保護、外国周知商標の保護の導入等の規定により、知的財産の保護強化が図られている。また、税関における侵害物品の差止め対象を輸出品にも拡大し、積み戻し禁止対象に著作権侵害物品も含めることにより国境措置を強化したほか、刑事制裁の対象を、特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配置権及び植物の新品種に関連する権利にまで拡大するなど、エンフォースメントの強化等が図られた。

⑨日・ASEAN 包括的 EPA

「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定」(2008年4月署名、2008年12月発効)。本協定では、知的財産を経済的協力の一分野に位置づけ、経済的協力に関する活動の検討及び実施を規定し、知的財産協力のための日・ASEAN 共通目標を設定した。

⑩日・スイス EPA

「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」(2009年2月署名、2009年9月発効)。本協定は我が国にとって欧米先進国との間の初の EPA であり、知的財産分野については、幅広い分野における知的財産の保護及び強化並びに模倣品・海賊版対策を含む権利行使の規定について、従来 EPA を上回る内容を規定している。

⑪日・ベトナム EPA

「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」(2008年12月署名、2009年10月発効)。本協定では、特許の優先審査制度の導入等の規定により、知的財産の保護強化が図られている。また、知的財産権の侵害訴訟において、実際の経済的損害の証明が事案の性質上著しく困難な場合は、裁判所が相当な損害額の認定権限を有する旨を規定するなど、エンフォースメントの強化等が図られた。

⑫その他

2010年4月末時点で、韓国、インド、オーストラリア及びペルーと、EPAの締結に向け交渉を行っている。

2. 遺伝資源と知的財産をめぐる国際論争

(1) 生物多様性条約 (CBD) の成立

従来より、発展途上国は、先進国に対して劣後に置かれている産業技術力と異なり、発展途上国に豊富に存在している遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに対して、これまでの国際ルールの下で十分な保護が与えられていないことについて強い不満を持っていたが、1992年の国連環境開発会議、いわゆる地球サミットにおいて、CBDが署名され、遺伝資源については各国が主権的権利を有することが認められた。2010年1月末時点で、193か国・地域が加盟している(米国は未加盟)。CBDは、(i)生物多様性の保全、(ii)生物資源の持続可能な利用に加え、(iii)遺伝資源の利用に基づく利益の公正かつ衡平な配分を目的とし、遺伝資源の取得のためには、提供国から遺伝資源入手のための事前の情報に基づく同意や遺伝資源の提供者と利用者が相互に合意する条件で契約を締結することを求めている。

(2) CBD 成立後の議論

CBDには、特許権その他の知的財産権がCBDの実施において影響を及ぼす可能性のあることを認識する旨の規定があり、CBDの成立を受け、発展途上国は様々な国際会合の場において、遺伝資源等の知的財産としての保護を強化し、知的財産制度はCBDの目的に配慮するよう変更されるべきであるとの主張を行うようになった。

①CBD 関連諸会合における議論

a. ボン・ガイドライン

CBDでは、2年に1度、締約国会議(COP)が開催されているが、1996年に開催されたCOP3では、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の配分についてCOPとしてどのように取り組むべきかについて、CBD事務局等により提言がなされるなど、現在まで続く「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)」に関する議論の萌芽が見られた。

ABSについての本格的な議論は、1998年のCOP4(スロバキア)において、発展途上国から法的拘束力のある制度を創設すべきであるとの主張がなされたことにより始まった。こ

うした発展途上国の主張に対し、先進国は、ABS については当事者間の契約によるべきものであるとの主張を行い意見が対立、COP4 では結論に至らなかったものの、2000 年の COP5 (ケニア) において、先進国、発展途上国の妥協点として、国際的な任意のガイドラインの原案を COP6 (オランダ) に提出すること、そのための作業部会として、ABS に関するアドホック作業部会 (ABS 作業部会) を設置し、集中的な議論を行うことが決定された。2002 年 4 月に開催された COP6 では、ABS 作業部会での議論等、それまでの交渉の成果として、任意のガイドラインである、遺伝資源の利用とその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関する「ボン・ガイドライン」が策定された。

b. ABS に関する国際的枠組みの策定に向けた議論

しかし、発展途上国は、CBD には、利益配分のための具体的な枠組みについて何ら規定されておらず、任意のガイドラインでは、先進国企業による発展途上国の遺伝資源の不正利用を防止する手立てが確保されていないと批判するとともに、国際的に法的拘束力のある枠組みを策定する必要があると主張し、ボン・ガイドラインが合意された直後、2002 年 8-9 月に開催された、持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) において発出される行動計画に盛り込むことを要求した。これに対し、我が国、EU 等の先進国は、「ボン・ガイドラインの成果を判断することができない段階において、新たな国際的制度を構築する交渉の必要性には合意できない」と反対した。最終的には、「法的拘束力」との文言は落とされたものの、国際的枠組みの策定について CBD の枠内で議論を行うことが盛り込まれた。国際的枠組み策定の方針は、2004 年の COP7 (マレーシア) において、COP の決定として正式に合意された。

2006 年の COP8 (ブラジル) では、今後の活動指針について議論され、知的財産関係では、CBD の目的の一つである国際的枠組みが議論され、その措置の一つとして特許出願時における遺伝資源及び関連する伝統的知識の出所等の開示義務制度の必要性について議論された。国際的枠組み全体については、「COP10 (2010 年予定) までに早期にその作業を完了させる (complete its work)」、とした決議が採択された。2008 年の COP9 (ドイツ) では、COP10 に向けた ABS の作業計画に関する議論が主に行われ、COP10 までに 3 回の ABS 作業部会を開催することが合意された。

国際的枠組みの議論においては、枠組みに法的拘束力を持たせるべきかという法的性質に関する議論のほか、枠組みの目的、ABS の対象範囲、遵守のための措置、遺伝資源へのアクセス及び利益配分の仕組み等について議論を行っており、2010 年 10 月名古屋において開催予定の COP10 までの作業完了に向けて、2009 年 4 月、11 月と 2 回の ABS 作業部会が開催され国際的枠組みの検討作業が行われている。知的財産との関連では、遵守のための措置の一つとして、遺伝資源を利用した発明の特許出願の際に、遺伝資源の出所/原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠を開示すること、これらの規定に違反した場合の罰則として、特許を無効とすることを盛り込むべきであるとの主張が発展途上国からなされ、議論が行われている。

②WIPOにおける議論

こうした発展途上国の主張は、CBD 締約国会議のみならず、WIPO や WTO の場においても行われている。WIPO では、2000 年 9 月の WIPO 加盟国総会において、知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）の設置が合意された。IGC では、2001 年の第 1 回会合以来、15 回の会合を開催し、遺伝資源等の保護に関する各国の経験の共有、遺伝資源を利用した発明の特許出願における出所等の開示、そして我が国が提案を行った「誤った特許付与」を防止するための特許審査用遺伝資源データベースの構築等について議論が行われてきた。2009 年 9-10 月の WIPO 加盟国総会では、次期 2 年間（2010-2011 年）の会合において、遺伝資源等の保護に関して国際的な法的文書を作成すべくテキストに基づく議論を行うことが合意されている。しかし、保護対象となる遺伝資源の定義や範囲等の基本的事項について、各国の認識に依然として隔たりがあるため、今後の交渉において更なる議論を行う必要がある。

③WTO における議論

一方、WTO では、現在のドーハ・ラウンドの作業として、TRIPS 協定と CBD との関係を TRIPS 理事会などで検討することが求められており、発展途上国は、TRIPS 協定は、CBD の目的を達成するために、遺伝資源の出所/原産国等の開示の義務化や罰則として特許無効を盛り込む改正の議論を開始すべきであると主張しているが、我が国、米国等の先進国は TRIPS 協定と CBD の関係に何ら矛盾はなく、TRIPS 協定の改正の必要はないと反論している。

また、ドーハ・ラウンドの議論の対象ではあるが、一括受諾項目とされていない地理的表示の追加的保護について、議論を求める EU、スイス等は、2008 年に、一括受諾項目である多数国間通報登録制度の創設問題と併せ、TRIPS 協定と CBD の関係を含めた 3 つの問題を並行して議論すべきであるとの提案を WTO に対して提案した。我が国、米国等は、一括受諾項目である多数国間通報登録制度創設問題と、TRIPS 協定と CBD の関係及び地理的表示の追加的保護の拡大問題は並行して議論すべき項目ではなく、個別に議論すべきであると反論し、議論が膠着している状況である。

④その他の国際会議における議論

遺伝資源と知的財産をめぐる議論は、これらの国際会合にとどまらず、遺伝資源や生物資源が話題となる多くの会合で取り上げられている。

国際連合食糧農業機構（FAO）では、1983 年の総会において採択された「食料と農業のための植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ」において、「遺伝資源は制限無しに利用されるべき」としていたが、CBD の成立により遺伝資源の主権を各国が保有することとなったのを受け、1994 年から食料農業分野における遺伝資源の取扱いに関する議論を開始し、2001 年の FAO 総会において「食料農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」（2004 年発効。我が国は未加盟。）を採択した。

世界保健機関（WHO）においては、新型インフルエンザのワクチン開発のためのインフルエンザの検体提供に関して、2007 年 11 月に設置された新型インフルエンザ会合において

議論が行われているが、一部発展途上国は、検体は CBD 上の遺伝資源であるから、検体の共有が義務づけられるのであれば、利益の共有も同様に義務づけられるべきと主張し、公衆衛生の観点から検体を提供すべきであるとする先進国と対立した。2008 年 12 月に開催された会合においては、検体共有と利益共有の関係について、「全ての加盟国が、対等の立場に立って検体と利益を共有することにコミットし、共同で行動すること」で一致した。2010 年 4 月末時点で、検体を提供する際の標準的素材移転契約の在り方について、知的財産の扱いを含めて議論が行われている。

また、1961 年に発効した南極条約においても、研究の自由の観点から遺伝資源の利用が問題になりつつある。さらに、こうした多国間交渉に加え、我が国の進める経済連携協定交渉においても、一部発展途上国から知的財産との関連で遺伝資源の保護を求められるなど、遺伝資源と知的財産をめぐる議論については、今後更なる展開が予想される。

3. 医薬品と特許権

(1) 背景

HIV/AIDS 等の感染症の蔓延が、発展途上国、特にサハラ砂漠以南のアフリカ諸国において深刻であり、公衆衛生上の重大な脅威となっているにもかかわらず、発展途上国国民が医薬品を入手できないのは、特許権により医薬品価格が高く設定されているからであるとの批判が、発展途上国や NGO 等から主張され、国際的な関心が高まっていた。

(2) ドーハ宣言

こうした中、2001 年 11 月にドーハ（カタール）にて開催された第 4 回 WTO 閣僚会議では、医薬品関連の特許に対する強制実施権許諾の容認、必須医薬品を特許対象の例外とすること及び医薬品の並行輸入の容認等を主張する発展途上国に対し、TRIPS 協定を改正するような法的拘束力のある宣言は受け入れることはできないとする先進国が対立した。我が国は、TRIPS 協定と公衆衛生施策との関係について、TRIPS 協定の枠組みを損なうことなく、医薬品開発へのインセンティブの確保と発展途上国が直面している深刻な感染症問題への対応とが両立する解決を目指すべきとの姿勢で交渉に臨んだ。主要国首席交渉官による会合や、首脳間での議論も行われた結果、最終的に、この問題に対する国際的な関心の高さに配慮し、「TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言」（ドーハ宣言）が採択された。この宣言は、「TRIPS 協定は加盟国が公衆衛生を保護するための措置を採ることを妨げるものではない」旨確認する一方で、加盟国の TRIPS 協定の遵守義務を強調しており、TRIPS 協定上の権利義務関係に影響を与えず、かつ、全体として発展途上国側の主張と先進国側の主張のバランスをとったものである。

しかし、TRIPS 協定第 31 条 (f) の規定では、強制実施権の許諾は主として加盟国の国内市場への供給のために認められるとしており、強制実施権下で製造された医薬品の輸出入行為は上記規定に抵触するおそれがあった。このため、国内の医薬品の製造能力が不十分又は欠如している加盟国において、ドーハ宣言に基づいて強制実施権を許諾したとして

も、必要な医薬品を輸入することはできないとの懸念から、ドーハ宣言は、TRIPS 協定の強制実施権を自国内の公衆衛生上の問題解決に効果的に使用することができないという問題が指摘され、TRIPS 理事会は当該問題の解決策に関し、2002 年末までに一般理事会に報告することを求められた。

(3) ドーハ宣言パラグラフ 6 の実施に関する決定

TRIPS 理事会では、2002 年末の一般理事会への報告に向けて交渉が行われ、問題解決のための法的メカニズム（TRIPS 協定を改正するか、解釈了解を設けるか、協定の義務免除を行うか）、強制実施権により製造される医薬品の輸入国・輸出国資格、WTO への通報制度、医薬品の供給対象国以外への流用を防止するためのセーフガード措置等について議論を行い、これらについては各国とも柔軟性を示し始め、決定案がほぼ合意された。しかしながら、決定案の対象となる疾病の範囲が不明確であると米国が反対し、ドーハ宣言における「HIV/AIDS、結核、マラリアその他の感染症」との記載は、あくまでも例示であり、ほかの疾病も含まれるとする発展途上国と対立し、最終的に折り合いがつかず、2002 年末の一般理事会では、TRIPS 理事会議長より報告期限の延長を要請し、結論は翌 2003 年に持ち越されることとなった。

2003 年の TRIPS 理事会では、本件について各国から新たな提案がなされるということではなかったが、決定案の対象疾病範囲について不安視する米国製薬企業と発展途上国との信頼醸成が、本決定の合意のためには必要であるとの認識が共有された。こうした状況を受け、2003 年 8 月 30 日の一般理事会での決定案採択に際し、一般理事会議長より、本決定による制度は、公衆衛生保護を目的としており商業的政策的な利用のためのものではなく、強制実施権の下製造された医薬品の還流防止手段をとることができる旨の声明が発表され、関係者間の安心感、信頼感を高めることで、上記 TRIPS 理事会の決定案が変更なく採択され、最終的な合意に至ることとなった。この決定、「ドーハ宣言パラグラフ 6 の実施についての決定」（パラグラフ 6 についての決定）により、強制実施権を活用し、特許が付与された医薬品を製造能力が不十分又は欠如している国へ供給することを目的とし、一定の条件¹のもとで、他国の「公衆衛生」の問題に対処する上で必要な医薬品を製造及び輸出することが認められることとなった。この決定のもと、2008 年 9 月、2009 年 9 月の 2 度にわたり、ルワンダを輸入国として、カナダにて製造された HIV/AIDS 薬が輸出されている。

(4) TRIPS 協定改正議定書

パラグラフ 6 についての決定は、その有効期限について、決定の手続を TRIPS 協定に反映するための TRIPS 協定改正が発効するまでとしており、TRIPS 理事会に対し、2003 年末

¹ ①輸入国が医薬品の生産能力を有していないか、又は不十分であり、必要とする医薬品の名称と必要量を明らかにした上で、更に、輸出国において強制実施権が認められること、②輸出国の強制実施権の下での製造は、必要量のみ、その全てを必要とする輸入国に輸出することとし、製品のラベルやマークによって、本決定による制度の下での製造品であることを表示するため、包装や薬の色や形を変えて区別した上で、ウェブサイト（強制実施の許諾を受けた者は）、これら製品の特徴に関する情報を掲載すること、③TRIPS 理事会にその条件を含めて強制実施を通報すること、これら 3 点を条件としている。

からそのための作業を開始することを要請していた。この要請を受け、TRIPS 理事会議長による公式、非公式協議を含めた累次にわたる交渉が開催され、各国の意見を聴取するための努力が行われた。各国からは、改正の内容に関し、パラグラフ 6 についての決定を、修正を行わずそのまま TRIPS 協定に反映すべきか否か、パラグラフ 6 についての決定採択時に一般理事会議長によりなされた声明を改正内容に盛り込むべきか否か等について、様々な見解が示された。2004 年 12 月には、アフリカ諸国より TRIPS 協定改正案が TRIPS 理事会に対して提出されたが、一般理事会議長の声明に言及がないことや、一般理事会における決定文書の削除や修正が行われている点について先進国より懸念が表明され、改正内容や改正の反映方法をめぐる先進国、発展途上国間の意見の懸隔を埋めることは困難であった。

しかしながら、2005年12月13日より予定されていた第5回香港閣僚会議を前にTRIPS協定改正に係る議論に結論を出すべきとの認識は、各国が共有しており、2005年11月末より集中的に議論が行われた結果、パラグラフ6についての決定について実質的な変更を行わず、一般理事会議長による声明については改正内容に反映することなく、一般理事会議長が再度読み上げることで合意が成立し、2005年12月6日のWTO一般理事会において、上記パラグラフ6についての決定を恒久的な規定としてTRIPS協定に反映するためのTRIPS協定改正に関する議定書が採択された。議定書は、加盟国の3分の2の受諾により発効することとされており、当初の受諾期限は2007年12月1日であったが、加盟国の受諾状況を踏まえて2度にわたって期限が延長されており、現時点での受諾期限は2011年12月31日である。我が国は、2007年6月の国会承認を受けて、2007年8月31日にWTO事務局長に対し受諾書を寄託したが、2010年3月末時点での受諾国数は28か国・地域とEUに限られており、発効に至っていない。

(5) WHO における議論

公衆衛生問題を所管する国連の専門機関である、WHO においても、知的財産権と公衆衛生の関係について議論が行われてきた。2003 年 5 月の WHO 総会において、ブラジル等の発展途上国の提案により「知的財産権、イノベーションと公衆衛生に関する委員会 (Commission on Intellectual Property Rights, Innovation and Public Health, CIPIH)」を設置することが要請され、発展途上国に影響を与えている疾病に対する新薬及びその他の製品研究開発のための適切な資金調達やインセンティブ・メカニズム等、知的財産権、イノベーションの公衆衛生上の問題に関し、2 年間かけて報告書を取りまとめることとなった。CIPIH では、知的財産権は医薬品アクセス改善の障害となっていると主張する発展途上国側意見と、知的財産権は新薬開発のための貴重なインセンティブであり、適切に保護されるべきであるとする先進国側意見が対立した結果、少数意見についても賛成、反対意見の両論併記という形で 2006 年によく最終報告書が取りまとめられた。

報告書の取りまとめを受け、2006 年 5 月の WHO 総会において、最終報告書に挙げられた医薬品アクセスと知的財産権の問題を解決するためとして、世界戦略とその行動計画を作成するための作業部会、「公衆衛生、イノベーションと知的財産権に関する政府間作業部会 (IGWG)」を設置し、2 年間かけて検討し、2008 年の WHO 総会に世界戦略及び行動計画を提

出することが合意された。

この決定に基づき、2006年12月、2007年11月、そして2008年4月と3回にわたるIGWGが開催され、発展途上国に影響を与えている疾病に関する研究開発の基盤確保を目的とした中期的な枠組みを作成すべく、世界戦略とその行動計画策定のための議論が行われた。知的財産に関しては、伝統的知識（伝統医療）の知的財産としての保護、医薬特許の反競争的行為への競争法の適用促進、公衆衛生問題を踏まえた特許性判断のガイドラインの検討、模造医薬品とその取締り強化、治験データ保護の医薬品アクセスへの影響評価等について議論が行われた。IGWGでは最終的な合意を得ることはできなかったが、2008年のWHO総会でも議論が行われ、世界戦略が合意された。行動計画については、発展途上国における知的財産の利用・管理及び情報共有・能力強化等の推進等に係る部分において、WHOを実施主体に含めるべきと主張する発展途上国と、実施主体は政府のみとすべきと主張する米国、我が国をはじめとする先進国の間で意見が対立したが、最終的に、政府のみとすることで合意が成立し、2009年のWHO総会で採択されるに至った。

4. 産地名の保護をめぐる議論

(1) 地理的表示とは

「地理的表示」とは、単なる商品の生産地表示ではなく、生産地表示がその生産地の地理的環境に由来して、商品についての品質や評判を想起させる表示を指すものとされている。TRIPS協定では、商品の地理的な原産地について、「公衆を誤認させる」方法での使用を防止することを規定しており、更に、ぶどう酒及び蒸留酒に関する地理的表示については、ほかの産品に比べて強力な保護（追加的保護）が特別に与えられている。すなわち、ぶどう酒及び蒸留酒については、「公衆を誤認させる」場合でなくとも商品の非原産地の表示を表示することは認められない。例えば、シャンパン（フランスのシャンパーニュ地方産出の発泡ぶどう酒）という地理的表示を例に挙げると、シャンパーニュ地方産出ではない発泡ぶどう酒に「シャンパン」と銘打つことは、シャンパン「風」、シャンパン「型」等の表示を伴うことにより原産地について公衆が誤認することがないとしても、基本的には認められない。我が国は、不正競争防止法、商標法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒団法）等により、ぶどう酒及び蒸留酒に関する地理的表示を保護している。

(2) 多数国間通報登録制度の創設

TRIPS協定では更に、ぶどう酒の地理的表示に関する通報及び登録制度の創設について、TRIPS理事会で議論することが条文に盛り込まれていた（いわゆるビルトインアジェンダ）。この問題については、2001年の第4回WTO閣僚会議（ドーハ）において新たなラウンド、ドーハ・ラウンドの立ち上げが合意された際に、蒸留酒の地理的表示と併せて、一括受諾項目として認められたものであり、TRIPS理事会の特別会合にて議論が行われている。第4回閣僚会議では、2003年9月の第5回閣僚会合（メキシコ・カンクン）までに交渉することとされていたが、制度への参加、法的効果・結果等をめぐり主要国間に意見の相違が見

られ、未だ結論に至っていない。現時点では、主に以下の3つの提案が議論の俎上に挙げられている。

①共同提案（日本、米国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランド等が提案）

WTO に各国の地理的表示を通報登録するデータベースを作成する。各国内での法的効果は各国が決定することができ、制度への参加は任意である。

②EC 提案（スイス及び東欧諸国等が支持）

WTO に通報登録された地理的表示に対して、制度参加国は、18 か月間は異議を申し立てることが可能であるが、異議申立がなされなかった地理的表示は登録され、制度への参加/非参加にかかわらず WTO 全加盟国において、強制的な保護及び反証可能な推定としての法的効果を与えられる。

③香港提案

WTO に通報登録された地理的表示に対して、TRIPS 協定の地理的表示の定義を満たしていることについて反証可能な推定としての法的効果を与えられる。その他の事由に関しては、各国の判断により通報登録された地理的表示を保護するか否かについて決定することができ、制度への参加は任意である。

(3) 追加的保護の拡大

2001 年の第 4 回閣僚会議では、EC、スイス等が、ぶどう酒及び蒸留酒についてのみ認められた追加的保護を、その他の産品に対しても同様に保護する「追加的保護の拡大」について強く主張した結果、ドーハ・ラウンドの一括受諾項目とはされなかったものの、第 4 回閣僚会議の閣僚宣言において、「地理的表示の追加的保護の対象産品拡大について TRIPS 理事会で検討し、2002 年末までに取るべき適切な措置について貿易交渉委員会に報告を行う。」こととされた。

これを受けて、累次にわたって TRIPS 理事会非公式会合を開催し、追加的保護の拡大による生産者や消費者への影響といった各論点についての見解が各国から示されたが、保護水準をめぐって各国の対立は激しく、結論に至ることはなかった。2004 年からは、WTO 事務局次長の主催で追加的保護の拡大に関して技術レベル会合、2005 年からは、WTO 事務局長の友人という位置づけで事務局次長が加盟国と協議するという形式で、ヨークサ WTO 事務局次長の主催により実施問題に関する専門家協議を開催し、解決に向けた議論が行われたが、追加的保護の拡大を求めてテキスト案を提出した EC、スイス等に対し、米国、オーストラリア等は、追加的保護の拡大はドーハ・ラウンドの交渉項目ではなく、テキスト案に基づく議論は時期尚早であると反対するなど、主要国の対立は深く解決に至っていない。

2005 年の第 5 回閣僚会議においても、「TRIPS 協定と CBD の関係」と併せ、“協議を強化する”という書き振りで閣僚宣言に盛り込まれたが、結局、一括受諾項目とされることはなく、TRIPS 理事会、事務局次長主催の各種会合においても上記のとおり議論に進展が見

られないこと等から、EC、スイス等の追加的保護の拡大を求める諸国は、ブラジル、インド等、遺伝資源の特許に関する出願における出所/原産国等の開示の義務化を求める諸国と共同で、それぞれの要求項目の一括受諾項目としての交渉化を獲得すべく、2008年5月30日に、これら2つの項目と多数国間通報登録制度の創設という TRIPS 協定に係る3つの項目について、すべて一括受諾項目として同様に扱うべきとする非公式提案をラミーWTO 事務局長に提出した。こうした動きに対抗するため、米国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランド等の追加的保護の拡大に反対する諸国は、3つの項目について同様に扱うことは、ドーハ・ラウンドの議論の進展を妨げるものであるとして反対する提案を、2008年6月6日に非公式提案として提出した。

その後、2008年7月に、EC、スイス、ブラジル及びインド等は、上記非公式提案を正式文書としてWTOに提出、3項目の交渉項目化を強く主張した。現時点では、WTO加盟国の約3分の2が同提案に参加しており、こうした動きを受け、ラミーWTO事務局長による大使級非公式協議が数次にわたり開催され、追加的保護の拡大の必要性や商標法等への影響など技術的な議論が行われている。

